

1 生活機能の強化に係る具体的取組

(2) 福祉

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	子育て支援の充実
取組の内容	圏域の住民の子育て支援の充実を図るため、甲が行う特別保育事業の対象区域を圏域に拡大し、圏域全体として安心して子育てができる環境を整備する。
中心市（甲）の役割	特別保育事業の対象区域を拡大し、圏域住民の利用に供する。
周辺市町村（乙）の役割	甲が行う特別保育事業を区域内の住民に周知し、積極的な活用を促進する。

事業名	特別保育事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	生活圏の広域化に伴い、周辺市町村から弘前市に通勤する地域住民が増えてきており、弘前市内の勤務先の近くで子育て支援を受ける機会の拡充が求められている。このため、現在、圏域では保育所の広域入所が実施されている。					
事業内容	弘前市が実施している下記の事業について、関係市町村の住民に対象を拡大した子育て支援策を実施する。 平成27年度からは、保育所のほか、認定こども園へ移行する施設や幼稚園での預かり保育も事業の対象とする。 1) 一時預かり事業（必要に応じた一時的な保育サービス） 2) 休日保育事業（日曜・祝日に係る児童の保育サービス） 3) 地域子育て支援拠点事業（子育て親子の交流、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等）					
効果	ライフスタイルに応じた子育て支援サービスの選択肢が増えることで、安心して子育てができる環境の充実につながる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
実施						
事業費見込額（千円）	91,625	91,625	91,625	111,027 91,625	124,625 91,625	510,527 458,125
特定財源等	子ども・子育て支援交付金（国） 地域子ども・子育て支援事業費補助金（県） 保育所運営費等負担金 保育緊急確保事業費補助金					

（３）教育

③大石武学流庭園の調査、普及及び活用

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	大石武学流庭園の調査、普及及び活用
取組の内容	圏域内の指定名勝及び登録記念物の庭園を核として、大石武学流庭園の掘り起こしを行い、津軽独自の庭園文化の普及及び活用を図る。
中心市（甲）の役割	大石武学流庭園の調査、普及及び活用に取り組むとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して大石武学流庭園の調査、普及及び活用に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

事業名	大石武学流庭園調査・活用事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市					
現状と課題	庭園の多くは個人所有であり、生活様式の変化や少子高齢化等により一部改変や存続自体が危ぶまれる状態にある。また、独自の流派として継承されてきた大石武学流庭園の文化財的価値は高いものの、その価値を知る市民や観光客はごく一部である。					
事業内容	・圏域内に現存する大石武学流庭園の現況を確認し、また価値が高いと認められた庭園について詳細な調査を実施する。 ・文化財的価値が高い庭園、または公開可能な庭園を選出し、広域の共通マップを作成し、圏域観光に資するよう情報発信する。					
効 果	大石武学流庭園の存在や価値の普及啓発することで庭園そのものが保存継承されるようになり、同時に新たな広域観光商品を掘り起こすことにより新規の誘客が期待できる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合 計
調査						
情報発信						
事業費見込額 (千円)				1,664	2,683	4,347
特定財源等	無し					

（４）産業振興

② 企業誘致活動の推進

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	企業誘致活動の推進
取組の内容	地域の雇用確保及び経済の活性化を図るため、圏域市町村と立地に係る情報を共有し、圏域全体としての立地環境、魅力や強みを企業へ情報発信するなど、圏域一体となった企業誘致活動を展開する。
中心市（甲）の役割	企業立地に係る圏域の情報を集約するとともに、圏域一体としての情報発信及び企業誘致のための取組を中心的に行う。
周辺市町村（乙）の役割	企業立地に係る情報を甲に提供するとともに、甲と連携して情報発信及び企業誘致のための取組を行う。

事業名	企業誘致圏域連携事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	・一部では企業の生産拠点の国内回帰や新增設の動きもみられているものの、景気回復の恩恵は地方・中小までは及んでおらず、国内全域で設備投資が活発化しているとは言い難いところ。また、地域間競争の激化など、地方への企業誘致環境は依然として不透明な状況にある。 ・一方、当該圏域においては、企業立地のための工場用地や空き工場等が不足している。 ・これら内外の情勢を踏まえ、圏域を挙げて企業誘致を進める連携策が求められている。 ・近年、長期化する円高の影響や電力供給の不安などが、企業の生産拠点の海外移転を加速させており、地方への企業誘致は厳しい状況にある。 ・圏域において、企業立地のための工場用地や空き工場等が不足している。					
事業内容	・圏域の立地環境や優遇制度等を集約し、企業立地のための圏域情報をまとめた企業誘致用のガイドブックを作成する。 ・積極的な企業誘致活動を展開するため、企業立地イベントに出展するなど、圏域全体の立地環境等を広くPRし、情報発信を行う。					
効 果	生産拠点の海外移転など、地方への企業誘致が厳しい状況にある中、圏域一体となり、圏域市町村の特色やセールスポイントなど、地域の魅力や強みを最大限にPRすることにより、効果的に企業立地へつなげ、雇用の確保と地域の活性化を図ることができる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合 計
ガイドブックの作成						
情報発信						
事業費見込額 (千円)	-	3,000	2,500	2,500	2,500	10,500
特定財源等	無し					

(7) 環境

③使用済小型家電リサイクルの促進

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	使用済小型家電リサイクルの促進
取組の内容	圏域における使用済小型家電の再資源化を住民に啓発するとともに、使用済小型家電を効率的にリサイクルする体制を整備する。
中心市（甲）の役割	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）にのっとり、使用済小型家電のリサイクルを効率的に促進するため、調査・研究を行うとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して、使用済小型家電のリサイクル促進を図るとともに、必要な経費を負担する。

事業名	使用済小型家電リサイクル事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	・一般家庭から排出される使用済の小型家電には、有用な貴金属などが含まれているが、これまでは「燃やせないごみ」や「大型ごみ」として排出され、その多くは埋立処分されている。 ・使用済小型家電のリサイクルを効率的に促進するためには、費用対効果などの課題が考えられる。					
事業内容	・圏域内の廃棄物処理施設でのピックアップ回収を行う。 ・圏域住民への使用済小型家電の再資源化啓発の方法の検討を行う。 ・圏域内の公共施設などへ設置された回収ボックスによる拠点回収の効率化に向けた方法の検討を行う。 ・圏域内での新たな効率的回収方法の検討を行う。					
効 果	効率的な回収を実施することで、有用な資源が再資源化されるとともに、最終処分場の延命化や処理経費の削減などが図られる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合 計
ピックアップ回収						
啓発方法等検討						
啓発等実施						
事業費見込額 (千円)				311	311	622
特定財源等	※事業費は弘環組合でのピックアップ回収経費への構成市町村負担金					

（８）その他

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	消費生活相談体制の広域的対応
取組の内容	圏域における消費生活相談を広域的に行うことにより、住民サービスの向上を図る。
中心市（甲）の役割	圏域の消費生活相談窓口を弘前市市民生活センターとし、消費者の安全確保に関する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して消費者の安全確保に関する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

事業名	弘前圏域消費生活相談事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	・近年の消費生活相談の内容は、複雑、多様化しており、相談員も専門的な知識を必要とすることが多い。 ・圏域市町村の中で消費生活センターを設置しているのは弘前市のみで、各市町村が消費生活センターを設置し、専門相談員を配置するのは財政的・人材的な面で困難な状況にある。					
事業内容	・圏域における消費生活相談の窓口を弘前市市民生活センターとする。 ・消費者の安全確保を図るため、消費生活に関する諸問題を解決できるよう相談を受け、助言を行うとともに、被害を未然に防止するために必要な情報を提供する。 ・そのほか、相談員の研修及び情報収集等の業務を行い、相談窓口の体制を充実させる。					
効 果	圏域市町村が単独で消費生活センターを設置するよりも経費の負担が軽減され、専門の消費生活相談員が確保される。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合 計
相談業務						
市町村への周知						
事業費見込額 (千円)				7,129	7,129	14,258
特定財源等	青森県消費者行政推進活性化事業費補助金					